

別紙1〔法令の定め〕

農業振興地域の整備に関する法律

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

三の二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為

三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

六 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

七 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これに意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かななければならない。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

別紙2

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2に定める農用地区域内における開発行為に対する知事の許可についての審査基準

申請について次の各事項を検討し、これに該当する場合は許可しない。

また、許可後の事業計画変更承認及び事業承継承認の場合も同様の取扱いとする。

第1 開発行為の目的

開発行為により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合。

- (1) 開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、その用途が固定化される場合。
なお、農用地区域内にある土地を現状のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であつて、当該開発行為により設けられる工作物（建築物を除く）の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除去することができる場合は除く。
- (2) 開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合。

第2 開発行為に係る被害防除措置

- 1 開発行為に係る土地の周辺の農用地等において、耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす場合。
開発行為により土砂の流出、崩壊、洪水、いつ水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下を生ずるおそれがある場合等。
- 2 開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす場合。
 - (1) 開発行為により農業用排水施設が損壊される場合。
 - (2) 開発行為により農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合。
 - (3) 開発行為により農業用排水施設に過大な水が流入して農地等にいつ水する場合。

第3 工事計画の確実性

- 1 申請者が当該開発行為を有する行為能力を有していない場合。
 - (1) 申請者が個人にあつては、未成年者及び成年被後見人等の場合。
 - (2) 申請者が法人にあつては、その事業目的が定款又は寄附行為等により定められた業務の範囲に適合しない場合。
- 2 申請書記載の工事計画を完遂する見込みがない場合。
資金計画等からみて申請書記載の内容どおり工事が施工される見込みがない場合。
- 3 開発行為を行うことに関し、他の法令による許可又は認可等を要する場合に、その許認可等の見込みがない場合。
- 4 その他、工事計画の確実な施行を妨げるおそれのある場合。

第4 その他

農業振興地域の整備に関する法律全体の趣旨に反すると認められる場合。